## 公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

有限会社外谷建設

法人番号 7100002006012 (長野県知事許可 第 017026 号)

2 取引停止措置期間

3か月(令和6年3月14日~令和6年6月13日)

3 取引停止の理由

有限会社外谷建設は、令和6年1月4日、経営事項審査において、除雪業務の 売上高を土木一式工事の完成工事高に含める虚偽の申請を行うことにより得た経 営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査 に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、長野県知事 から監督処分(営業停止45日間)を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」 別表第2第5号に該当するため。

令和6年3月14日

国立大学法人東海国立大学機構 機構長 松尾 清一